

「相模原市屋外広告物条例の改正(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市では、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づき、屋外広告物等の規制に関する事項等を定めた相模原市屋外広告物条例(平成14年相模原市条例第56号。以下「条例」という。)を平成15年4月の中核市移行に伴い、神奈川県条例を引き継ぐ形で施行し、良好な景観の形成の推進等を図ってきました。

条例の施行から約15年が経過し、屋外広告物の素材や形態の変化への対応等が必要であることから、条例の改正を行うにあたり、市民の皆様からの意見を募集いたしました。

その結果、1人の方から1件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成29年12月13日(水)～平成30年1月19日(金)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、建築・住まい政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(青根・沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		1人(1)件
内 訳	直接持参	人()件
	郵送	人()件
	ファクス	人()件
	電子メール	1人(1)件

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項 目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	各許可地域と用途地域との関係	1			1	
合 計		1			1	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
1	<p>国県道と市道について、市道でも国道・県道を上回る高規格道路が存在する。このような道路には、上記の規定を修正すべき。</p>	<p>今回の条例改正においては、屋外広告物の素材や形態の変化が生じていることから、その対応として改正を行うものです。</p> <p>したがって、今回の条例改正では許可地域の修正は行っておりませんが、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	ウ